

# 介護サービス事業所実地指導結果について

小規模多機能型居宅介護  
看護小規模多機能型居宅介護

## 実地指導における指摘事項の種類

### 文書指摘

- 指導後に改善内容を確認する必要があり、改善報告書にて改善内容の確認が必要な事項です。（例：人員、設備及び運営基準違反、介護給付費の過誤等）

### 口頭指摘

- 違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる事項です。

### 助言

- 法令又は通知等の違反は認められないものの、施設や事業所の運営等の観点から改善が望ましい事項です。

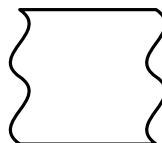
## 【従業員の数】

人員基準上配置すべき必要な従業者の数を満たしていない日があった。

夜間及び深夜の時間帯以外に、常勤換算方法で、通いサービスの利用者（前年度の平均値、新規指定時は推定数）の数が3又は端数を増すごとに1以上及び訪問サービスの提供に当たる者を1以上配置する必要があります。

- (計算式) ・ 通いサービスの利用者 ÷ 3 + 1 = 小規模多機能型居宅介護  
 ・ 通いサービスの利用者 ÷ 3 + 2 = 看護小規模多機能型居宅介護

前年度の通いサービスの利用者 (平均値)	日中の活動時間帯の配置 (小規模多機能型居宅介護)	日中の活動時間帯の配置 (看護小規模多機能型居宅介護)
3人	2.0	3.0



15人	6.0	7.0
18人	7.0	8.0

指摘例：(小規模多機能型居宅介護)

前年度の通いサービス利用者の平均が16人なので、常勤換算方法で7.0以上必要だが、通いサービスを15人利用している日に、利用者に合わせて常勤換算方法で、6.0以上で配置していた。

### 【勤務体制の確保等】

看護小規模多機能型居宅介護事業所の勤務表において、看護職員の勤務状況が確認できなかった。

併設して一体的に運営している訪問看護事業所の看護職員を含めて、勤務表で勤務状況が分かるようにしてください。

### 【勤務体制の確保等】

雇用契約書や辞令等により従業者の職務が明確になっていなかった。

同一従業者について、複数の職務に従事させる場合は、辞令等により従業者の職務を明示してください。

## 【秘密保持】

個人情報同意書により、利用者からは同意を得ているが、家族から同意を得ていない。

条例ではサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならないと規定しています。

サービス利用の際には、家族介護者の生活状況等、家族の個人情報を使用することになります。よって個人情報使用同意書には、「本人」と「家族」の署名欄を作成する必要があります。

## 【衛生管理等】

レジオネラ属菌に係る水質検査等を実施していない。

浴槽において、以下の衛生管理等を行ってください。

- ・浴槽水は、一日に1回以上換水（循環式浴槽は一週間に1回以上）し、清掃するとともに適宜消毒を行うこと。
- ・浴槽水は、次の①から③に定める頻度でレジオネラ属菌に係る水質検査を実施すること。
  - ①浴槽水を塩素系薬剤により消毒し、毎日換水している場合 1年に1回以上
  - ②浴槽水を塩素系薬剤により消毒し、毎日換水していない場合 半年に1回以上  
(気泡発生装置を設置している場合は、三月に1回以上)
  - ③浴槽水を塩素系薬剤により消毒していない場合 三月に1回以上

【参考】青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例

### 【契約書について】

認知症の利用者において、契約書の契約者が家族となっている。

契約書は本人か法定代理人となります。契約書の署名を家族等が代筆した場合は代筆者の氏名、代筆した理由を明記してください。

### 【月額包括報酬の日割り請求について】

日割り計算を行っていない。

要介護認定から要支援認定（要支援認定から要介護認定）へ区分が変更した場合は、サービス提供日を起算点として日割り計算により請求してください。



### 【サービス提供体制強化加算】

- ・ 従業者ごとの研修計画を作成していない。
- ・ 定期開催の会議に、すべての従業者が参加していない。

研修について、従業者ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定してください。

また、定期の会議は従業者全員が一同に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができます。

【主治の医師との関係】 【看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成】

併設して一体的に運営している訪問看護事業所として主治の医師から指示書を受け、報告していた。また、看護小規模多機能型居宅介護計画とは別に、訪問看護計画を作成していた。

看護小規模多機能型居宅介護事業所として、主治の医師から指示書を受けて、報告書を提出してください。

また、看護小規模多機能型居宅介護計画と訪問看護計画は、統一した上で主治の医師へ提出することが望ましいです。

## 【生活機能向上連携加算（小規模多機能型居宅介護）】

生活機能向上連携加算Ⅰを毎月請求していた。

当該加算は、理学療法士等から助言を受けて、計画を作成した月に算定できるものであり、当該加算算定後の翌月及び翌々月は算定することはできません。3月後、目標の達成状況等を利用者及び理学療法士等へ報告し、計画を見直した場合に算定できます。

※以下の項目については、居宅介護支援の「介護サービス事業所実地指導結果について」の11～14ページでもご確認ください。

### 【居宅サービス計画の作成】

- ・居宅サービス計画の見直しに伴うアセスメントについて記録していない。
- ・モニタリングの記録において、訪問場所及び面接者について記録していない。
- ・アセスメントにおいて、利用者の課題や目標を検討していない。
- ・医療サービスを利用している者の主治医へ、ケアプランを交付していない。

- ・ 居宅サービス計画を作成又は変更する前には、アセスメントを実施してください。
- ・ アセスメント及びモニタリングについて、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていることが、経過記録等の書面で把握できるようにしてください。
- ・ アセスメントでは、心身の状況等の情報収集・整理に留まらず、分析を行ったうえで利用者の課題や目標を検討してください。
- ・ 居宅サービス計画へ医療サービスを位置付ける際に意見を求めた主治医等に、当該居宅サービス計画を交付してください。また、交付した事実を支援経過等に記載してください。

# 根拠法令等

## 条例（八戸市例規集及び八戸市介護保険課ホームページに掲載）

- 八戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める  
条例

## 解釈通知（介護報酬の解釈②指定基準編）

- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について（老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）

## 介護報酬告示（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚労告第126号）

## 留意事項通知（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）